別紙２

# 社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

<目的>社会福祉施設等での新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）の発生を早期に探知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

## 社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状（※１）を呈する者の発生後７日以内に、その者を含め２名以上が次の条件を満たす場合は、保健所に連絡する。（※２）

インフルエンザ様症状を有する者について、医師（嘱託医や主治医等）が診察し、簡易迅速検査の結果、Ａ型陽性・Ｂ型陰性である、又は、Ａ型陰性でも臨床的に感染を強く疑われること。（※３）

※１　38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
- ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
- 急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう
  ア）鼻汁もしくは鼻閉　イ）咽頭痛　ウ）咳

※２　保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。

※３　簡易迅速検査で、Ｂ型が確定された場合は除く。

迅速な連絡

↓

## 保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

社会福祉施設等の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

保健所は、施設等における感染状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じる。

①　臨時休業の要請の検討（施設長等からの相談への対応を含む。）

②　インフルエンザ様症状を呈する者に対する外出自粛の要請等

③　施設等に対する基本的な感染防止対策の徹底の呼びかけの依頼

重症化するおそれが高い者が集団生活する施設等において、集団発生しているおそれがある旨の連絡を受けた場合、迅速に以下の対応を講じるものとする。

①　早期受診を勧奨するとともに、医師の判断により、ＰＣＲ検査を実施

②　施設内の濃厚接触者に対する予防投与の検討

③　施設の職員等でインフルエンザ様症状を呈する者又は濃厚接触者に対する外出自粛の要請

迅速な対応

↓

## 社会福祉施設等の施設長等